

## ダイワ・チャイナ・ファンド ～深セン訪問記(EV編)と ファンドマネージャーが考えるEV市場の今後について～

※当資料は、大和投資信託の運用チームの相場の見方をお伝えするレポートです。  
大和投資信託が設定・運用するファンドにおける投資判断と必ずしも一致するものではありません。

2018年8月16日

### お伝えしたいポイント

- ・ EV(電気自動車)大国をめざして疾走する中国
- ・ 押し寄せるEV化の波
- ・ 企業紹介 ～最速EVやAI搭載EVを開発する中国新興ベンチャー「NIO」～
- ・ ファンドマネージャーが考えるEV市場の今後について

### <EV 大国をめざして疾走する中国>

中国政府は、2015年に発表した産業中期戦略「中国製造2025」において、世界の製造業の発展をけん引する製造強国になるための戦略目標を打ち出し、新エネルギー車産業を国家産業競争力の核心的利益として育てていく方針を示しました。政府は、2020年までに新エネルギー車の年間販売台数を200万台にまで引き上げる目標を掲げており、これは2016年から2020年までの年間成長率40%程度に相当します。環境保護の強化と先端産業育成にかじを切っている中央政府の意図をくみ、大気汚染対策とEV(電気自動車)産業誘致の両立を狙った地方政府による支援も、EV市場の拡大の後押しとなっています。今回、深セン市内を歩いてみて、特に公共車のEV化はかなり浸透していると感じました。

### <押し寄せるEV化の波>

深セン市内を歩いていると、青色のバス、タクシーを頻繁に目にします。話によるとこれらの青いバス、タクシーはすべてEVで、深センに本社を置く中国EVメーカー大手のBYD製でした。

深セン市交通運輸委員会は、市内の公共バスを全てEV化する目標を2017年12月下旬までに達成したことを明らかにしました。現在では、市内におけるEVタイプの公共バスの台数は1万6,000台を超え、1日当たりの平均走行距離は280万kmを超えています。また市内のEVタイプのタクシーは累計で1万2,500台を超え、1日当たりの平均走行距離は約430万kmに達しています。



※写真は、大和投資信託撮影。

※後述の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

またタクシーについて、市内のタクシー全体に占めるEVタクシーの割合は60%を超え、深セン市交通運輸委員会はこれを近いうちに100%にする目標を掲げています。

深セン市を含む中国広東省の省政府は2018年6月、「新エネルギー車産業のイノベーション発展の加速に関する意見」を発表しました。2020年までに省内の主要高速道路の全てのサービスエリアに充電設備を設置することや、新たに建築される住宅の駐車スペースに充電設備の設置もしくは設置環境の確保を求めることなどが含まれるなど、広東省がEV化社会に向けたインフラ（社会基盤）整備に積極的に取り組んでいることがうかがえ、さらなる広がりに注目です。



▲BYD 製のバスやタクシーが多く走っていました。また、バス後部の広告には QR コードが付くなど、デジタルエコノミーが進んだ深センをここでも感じました。

※写真は 大和投資信託撮影。

## <企業紹介 ～最速EVやAI搭載EVを開発する中国新興ベンチャー「NIO」～>

「中国版テスラ」とも称される「NIO(ニオ)」は、2014年に上海で設立された中国の自動車関連ベンチャー企業です。EVの開発を手掛け、同社の代表的な製品であるスーパーカー「NIO EP9」は2017年5月にドイツのニュルブルクリンクの北コースにて最速タイムを記録するなど、その技術力に注目が集まっています。

同社は、テンセントなどから10億ドル(約1,100億円)余りを調達後、世界最大のEV市場である中国で次の成長段階に備えています。また、8月には米国市場でのIPO(新規株式公開)を申請し、中国の自動車メーカーとして初の米国上場をめざすなど、その動向には注目が集まっています。



▲最速タイムを記録したスーパーカー「NIO EP9」。



▲中国で開催された「北京モーターショー2018」において公開された NIO 社の新型 EV「NIO ES8」。バッテリーの充電については、所有者はバッテリー交換ステーションを利用する他に、「パワーモバイル」サービス車を利用して充電することができます。NIO は2020年までに1,100か所以上のバッテリー交換ステーションを設置し、1,200台の「パワーモバイル」サービス車を保有する計画があり、EVの浸透に期待が持てます。

▲運転席に備わる世界初の車載 AI システム「NOMI」。音声認識システムを介して、様々な情報をやり取りすることができます。

※写真は 大和投資信託撮影。

※後述の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

## <ファンドマネージャーが考えるEV市場の今後について>

中国のEV関連企業は、中国政府による補助金削減などが懸念材料となり足元の株価は上値の重い状況が続いています。一方で、政府による補助金削減は、EV関連企業の技術開発を促進させ、開発費用削減のペースを加速させることが期待されます。こうした政府による政策は、中国EV市場を「量」から「質」へシフトさせ、長期的な産業発展を促進させるために必要不可欠だと考えています。2018年に入り、中国自動車販売は低調な推移となっている一方で、新エネルギー車の販売は好調な実績を築いており、「2020年までに年間販売台数200万台」という中国政府の目標達成は可能だとみています。

足元の貿易摩擦問題や中国人民元安への懸念などのほか、トルコ・リリアなど新興国不安によって株式市場が調整する局面はあるかと思いますが、これらの不安材料が中国の中長期的な成長性に影響を与えるとは考えていません。ダイワ・チャイナ・ファンドでは、中国の成長による果実を享受することをめざし、短期的な市場の変動に惑わされることなく、注目する成長テーマや個別企業の業績見通しなどに着目した銘柄選別を行ってまいります。引き続きお引き立てを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### <<基準価額・純資産の推移>>

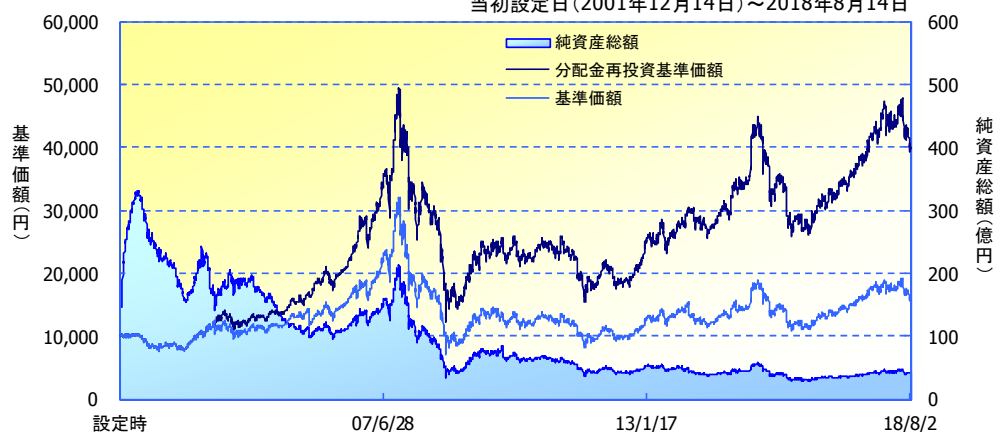
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

2018年8月14日現在

基準価額	15,894円
純資産総額	40億円

#### 期間別騰落率

期間	ファンド
1か月間	-8.8%
3か月間	-12.5%
6か月間	-6.4%
1年間	+7.3%
3年間	+6.4%
5年間	+48.2%
年初来	-7.3%
設定来	+297.3%



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。

※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間の応当日までとし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。

※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

以上

## <ご参考>ダイワ・チャイナ・ファンドの過去のファンドレター

・ダイワ・チャイナ・ファンド ～深セン訪問記(デジタルエコミー編)とダイワ・チャイナ・ファンドの運用状況について～

[http://www.daiwa-am.co.jp/system/files/news/letter/news\\_letter\\_20180807\\_89592.pdf](http://www.daiwa-am.co.jp/system/files/news/letter/news_letter_20180807_89592.pdf)

※後述の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

## ダイワ・チャイナ・ファンド

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

### ファンドの目的・特色

#### ファンドの目的

- 中国および香港の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。

#### ファンドの特色

- 中国および香港の株式に投資します。
    - 中国（香港を含まないものとし、以下同じ。）の成長の恩恵を享受することを目的として、主として以下の企業のうち、中国での事業拡大が期待される企業の株式に投資します。
      - イ. 所在地が中国の企業（中国以外で株式が公開されている企業を含みます。）
      - ロ. 所在地が香港の企業（香港以外で株式が公開されている企業を含みます。）
- ※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「ファンドの目的・特色」をご覧ください。

### 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

「株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「その他（解約申込みに伴うリスク等）」

※新興国には先進国とは異なる新興国市場のリスクなどがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「投資リスク」をご覧ください。

## ダイワ・チャイナ・ファンド

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 〈上限〉3.24%（税抜3.0%）	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 （信託報酬）	年率1.6416% （税抜1.52%）	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。
その他の費用・ 手数料	（注）	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

（注）「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせください。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「手続・手数料等」をご覧ください。

設定・運用：

**大和投資信託**

Daiwa Asset Management

商号等 大和証券投資信託委託株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第352号  
加入協会 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

### 当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものです。■当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。■当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。■当資料の中で個別企業名が記載されている場合、それらはあくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。■分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ⇒ 大和投資信託 フリーダイヤル0120-106212（営業日の9:00～17:00）HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

## ダイワ・チャイナ・ファンド 取扱い販売会社

販売会社名 (業態別、50音順) (金融商品取引業者名)		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
アーク証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1号	○			
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第6号	○		○	
安藤証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第1号	○			
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○		○	
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○		
宇都宮証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第32号	○			
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	○			
永和証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第5号	○			
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○			
SMBCE日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○		○	○
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第169号	○			
岡安証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第8号	○			
共和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第64号	○		○	
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
国府証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第70号	○			
寿証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第7号	○			
篠山証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第16号	○			
荘内証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第1号	○			
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○	○		
東武証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第120号	○			
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○
奈良証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第25号	○			
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○	○		
ニュース証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第138号	○			
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第148号	○			
播陽証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第29号	○			
日の出証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第31号	○			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			
二浪証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第6号	○			
松阪証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第19号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
丸三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第167号	○			
三田証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第175号	○			
三津井証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第14号	○			
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○		○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○
明和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第185号	○			
山形証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第3号	○			
豊証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第21号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
リーディング証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第78号	○			
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○			

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。